平成２９年（フ）第２４５号
神奈川県横須賀市久里浜４丁目12番20―403号
債務者　佐々木健之
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２４８号
神奈川県横須賀市浦賀５丁目27番７号
債務者　江原　文孝
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２６２号
神奈川県横須賀市浦賀３丁目６番11号
債務者　佐藤　敏明
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第９５号
山口市朝田1310番地10　ラルシュ・ドゥ・ノワ501
債務者　朝倉　正樹
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
山口市徳地堀1501番地２
債務者　岡村真由美
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
山口市桜畠５丁目12番23号
債務者　上田　雅教
1　決定年月日時　平成30年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２６２号
釧路市文苑３丁目１番２号　コーポアサノ２―Ｃ、申立時の住所北海道北広島市西の里北２丁目７番地６
債務者　渡邊　祐太
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３０５号
札幌市東区北15条東３丁目１番23―102号
債務者　千葉　裕太
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３４２号
北海道北広島市朝日町６丁目４番地25　ハイセレールシャイニング参番館102号、申立時の住所札幌市豊平区平岸３条11丁目３番３―105号
債務者　野田　悠貴
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４０３号
札幌市中央区宮の森２条９丁目２番23号　宮の森２条マンション１―Ｃ号
債務者　菊地　みき
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４１３号
札幌市中央区南９条西２丁目２番５号　平川ハイツ303号
債務者　島本　道彦（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４２４号
札幌市東区北42条東17丁目５番11号　ＮＫハイツＢ102号
債務者　土井　綾子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２４４３号
札幌市白石区菊水上町２条２丁目52番地435　プロムナードＢ―101号
債務者　斉藤　志乃
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１３号
札幌市北区北19条西４丁目１番17―503号
債務者　酒谷　麻衣
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２５２号
群馬県高崎市和田多中町10番４号　グレイス高崎603号
債務者　小林　享子
1　決定年月日時　平成30年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１３３６号
千葉市稲毛区稲丘町10番２号
債務者　弓長東植こと　張　　東植
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係